社說

重役の人撰

在大阪堀井卯之助稿

既程本紙にて論じたる金主家と銀行家とを區別するの一事は大阪の實業社會に於て殊に必要を認むる所なれども今、遽に其區別を執るならしむるは實際に容易ならず我輩は嘗て當地の事情に微し失ず事の順序として銀行會社の實務に當る可き支配人以下の役員人撰に就て特に注意を加えんとするものなり元來大阪の實業界に於て諸種の企起計畫に從事するものは僅々の數に過ぎず而して如何なる事業も是種の人々の手を假らざれば成立を見る能はざるの勢にして成立の曉には進て其人々を重役に推すの風なるが故に一人にして數種の事業に關係するものの自から多からざるを得ず今の世間に所謂重役問屋の名を博するものの少なからずと雖も特に大阪に著だしきを見る所以なり斯る次第にして一人にして數多の銀行會社を監理するは固より能くせざる所なれば表面の名義は兎も角も實際の事務に當らしむ可き支配人以下に就て人撰を重んじ相當の學識經驗ある人物を用ひて重任を托するの必要あるにも拘はらず何れの銀行會社にても役員を用ふるには只給料の安きを專一にして人物の如何は左まで意に介せざるもの〻如し當地の實業家一般の說なりと云ふを聞くに工業上の技術は素人に請ひ可らざるものなれば技師を雇ふにと大に注意して給料の如きは敢て多寡を問はずと雖も普通の實業事務に至りては如何なる人物にても實際に經別の相違なし學識經驗のある識ば給料の高きのみならず氣位も亦高くして寧ろ實業の惡魔物たるに過きず云々と放言して疑はざるもの多し蓋入たる說ならずや現に此頃京都の或る銀行は支配人の失策の爲めに非常の損害を蒙りたるが其支配人の月給を聞けば僅に二十五圓なりしと云へり月給二十五圓の人物に支配人の大任を托したるは畢竟重役の心得違ひにして其失策の源は本來その人物を用ひたるもの〻過失と云はざるを得ず是れは京都の話なれども試に大阪の實際を見るに銀行會社の役員なるものは多く、はゞ株主りのものにして多少にても事務知識ある人物は殆んど見る可らず自家の財產を注入して利害の關係最も大切なる事業を支配せしむるに斯る不安心の人物を以てする其上に重役の數は例の如く種々雜多の事業を兼帶して寧ら監督の職なしと云ふ株主又は資本主たるもの〻大に考ふべき所にして資本の小にして敢金の少きものは致方なけれども相應の事業にして相應の利益ある會社に相應の人物を撰んで責任を托するは自家の利害に訴へて必要の急務なる可し或は今の銀行會社の如き現狀にても相當の利益を見るに眼から少事の必要なきに高き人物を用ふるは寧に割合を要するに過ぎずと云はんかなれ共事務の職員は本業の生活も自から不自由なるが爲め僅々責任の事業に對しては別に不親切の意なきも腦に他の投機事業などに手を出して本業に專らなるより現に利す可きの利を利せざるのみ如此人物の職務はして非常の勢力を振ふの餘ある人物を用ひ[illegible]これ[illegible]を處理するのと容易ならず況んや實際に重役の業は自から本の職に當るを得ずして一切の事務を役員に托するの場合に於ては是非とも結構を高くして人物と職務の必要なきを待ず我輩は先づ取敢へず此點に就て大阪實業家の注意を望むものなり

○大葬電報（其一）

京都二月七日午後一時四分堀井特派員發

今日は朝來晴天にして日光あれども時々雪を降らし御葬列御道筋に當る各處は往來繁るが如く御着柩當日に比して人出の多き幾十倍に上ると知らず兩側の人家は夫々墨を塗り幕を張り白き提灯を掛ぐる等、其設御着柩の時に同じ

各戸大抵「拜觀人御員」に付謝絕」とい、貼紙をなし如何に臨意の者と雖も昨今に至り拜觀を申込むものは總て謝絕せらる又中には拜觀約束者に切符又は證票を渡し置きたるものと見え「證票持參なきものは拜觀謝絕」といふ貼紙をなせるものもわり

昨今俄に宿泊を申込むものは總て旅館にて謝絕せらる左れば市中には宿を求めて彷徨する者頗る多く且素人家も俄の來客に夜具の欠乏を訴へ類に借入方に苦力するなる狀態にて手に入らざる有樣なり

今の模樣にては今晚の天氣は先づ大丈夫ならん

昨日來大阪梅田停車場の乘客は非常に多く早朝に結の發ける午後ならでは乘車するを得ず混雜一方ならず

乘車後に於ては乘客は非常に多く早朝に結束して奈良に向て同所まで來るものの多く又梅田停車場より一先づ西行の列車に乘り神崎に至りて下車し更に同地より京都までの切符を購ふものも多く七條停車場も下車客の彩しきため大に混雜を極む

○大葬電報（其二）

京都二月七日午後七時四十五分宮本特派員發

皇太后陛下の御大葬を拜觀せんとて四方より來集する者多く奈良、大阪、神戸等よりは士女群を成し每列車滿載の態にて七條停車場は混雜一方ならず

市内は往來繁雜　大宮御所より烏丸通り（南北通路）三條（東西通路）寺町（南北通路）五條（東西通路）伏見街道（南北通路）を經て夢の浮橋に到るまで隙間なく飾立を拜觀し置かんと雲方より往來繁しく、吹荒む雪屋根瓦の風に汗を流して其間を驅廻る車夫の骨折り乘客の人も容易ならず

道筋の南側には繩を張り三時頃には一面に滿ち柩丁[illegible]筋の中を見物するあれば其跡に附隨ふて幾の[illegible]もわり

伯子男爵、京都[illegible]有爵者、貴族院議員、衆議院議員等東西南北に走り廻り幾仗兵の早や立列の見事なれば滿都の士女達らしげに猛ひ廻りてまながら淸き返る知し

旅宿は入滿員にて拜觀入滿員に付謝類知已の方にて[illegible]辭すべしといふ貼札をなせり

○大葬電報（其三）

京都二月七日午後八時五分堀井特派員發

午後四時頃より堺町御門内は通行止めとなり市の名[illegible]書記官等夫れ〻定めの場所に整列して御[illegible]

柩を待つ時に天陰り霧に雲ふらんもせしも其後晴れたり海軍儀仗兵軍樂隊は堺町御門の西方に又陸軍諸列兵は其東方に整列し巡査憲兵の警戒嚴重なり斯くて五時に至り第一の警柝わり續て五時十五分第二の警柝わり此時には先驅の警部長警部既に堺町御門を經る數丁の處にあり又先驅儀仗兵軍樂隊近衛師團長以下の騎軍儀仗兵は前刻より堺町御門の外にありたれば先驅警部に續き五時三十分に至り堺町御門内の騎軍儀仗兵先づ列をなして進む時に薄暮となりしが只御苑内の電氣燈數箇所と本願寺其他十二箇所の高張提灯あるのみ第三警柝にて海軍軍樂隊「哀の極」を吹奏し此時御牛車始めて大宮御所西門を出づ

此の行列中最とも先方にあるは宮丁二人が松明を持つものにして其松明は饅の如きものを圓形とし直徑三寸許の長さ半間位のものにして火力左さで强からざれども錦旗二十旒の後は總て松明を持つもの續き居れば其明も松明の饒落ちて地上にあるものと相映じ中々に明るし矢野請護頭に續きて神饌櫃以下の行列は宮内號外の通なり御牛車は黑漆にて金色の金具を付し向背には御簾を垂れ猶ほ左右兩方に御窓ありて是にも御簾掛けあるやに拜せられたり牛は三頭にて第一と第二とは黑毛第三にあるものは遠州産の牛なり御牛車の後にあり其後に松明持二名あり次に小松宮殿下は陸軍大將の服にて徒步し次に小松若宮久邇宮の兩殿下と今一名の皇族方と三名並びて徒步し其次の松明を終とし田中大喪使次官代理以下大喪使事務官總て殉の御敬ある提灯を提げ二人づつ並び列れも大禮服を着け其次の松明を境とし伊集大勳位一人徒步し次に各大臣親任官以下二名づつ席次によりて並列し其數約百名程なりし此間松明もなければ各自に提灯も携へ居らざれば只微かに電燈の光により人の顏を見分くるのみ御牛車の堺町御門を出でしは午後六時二十分にして供奉行列の終りの兩門を出でしは同三十分過なりし夫れより佐久間中部監督は後事の儀仗兵を指揮し步兵工兵野戰砲兵輜重兵[illegible]四箇中隊之に次き步兵は兩列に馬乘兵[illegible]二列にて進行し次に海軍軍樂隊海軍兵一大隊次に警部四名にて全く行列を終る最後の警部が堺町御門を出でしは七時なり

步騎砲工等の喇叭手は「哀の極」を吹奏し途中俗人は道樂を奏す又行列の堺町門を出づる際陸軍の喇叭は三度樂影せり見に角夜中柝明を燒き牛車の加はりしかと〻して御着柩の時に比し一層の感動を與へ拜觀者中には御牛車御通行の節手を叩きて拜觀するものわりし先驅警部が泉山にある頃後驅警部が始めて堺町御門を出で終りたる位にて此行列全體は三十丁餘に亘りたるなりん

○大葬電報（其四）

京都二月八日午前二時五分宮本特派員發

午後四時過には泉山の[illegible]を燒き雪さへ降り來りしが、五時には雪晴みて市中の白[illegible]灯輝き、六時には方廣寺内の[illegible]、東山に[illegible]、七時に小松宮殿下先著、八時二十五分に[illegible]徒步にて[illegible]の拜觀を[illegible]、[illegible]に[illegible]

[illegible]